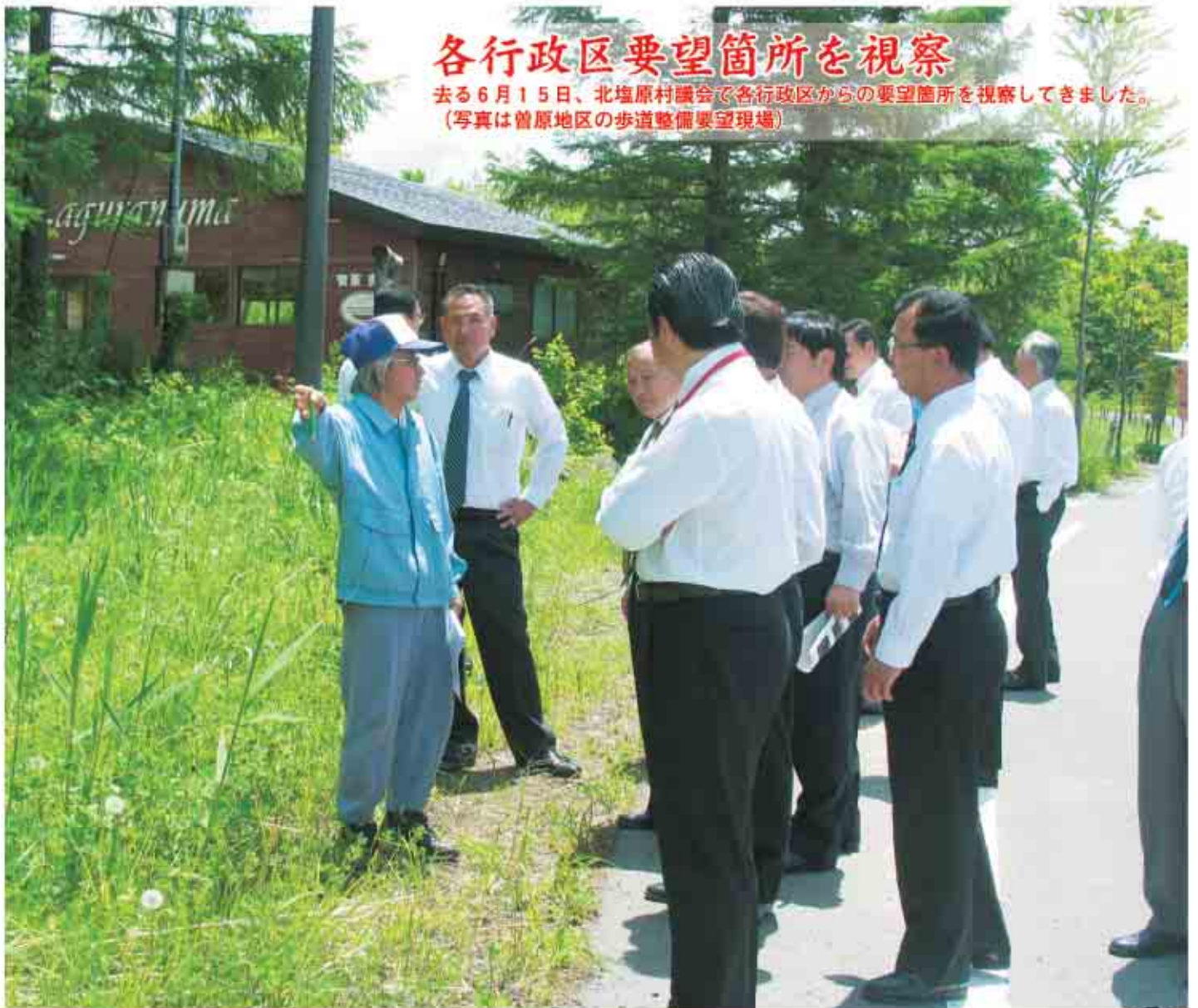


議会だより

NO.145 発行／福島県北塩原村議会 編集／議会広報調査特別委員会 ☎(0241) 23-3263 〒966-0485 北塩原村大字北山字姥ヶ作3151
ホームページアドレス：<http://www.vill.kitashiohara.fukushima.jp/gikai/>

各行政区要望箇所を視察

去る6月15日、北塩原村議会で各行政区からの要望箇所を視察してきました。
(写真は曾原地区の歩道整備要望現場)



◎今号の主な内容

●村政報告.....2

村の考えを問う

●一般質問 4議員が登壇...3~5

○議決結果・請願・陳情など.....6

北塩原村議会定数及び 報酬等検討結果報告

北塩原村議会では、去る三月十八日と六月二十八日の二回にわたり、全員協議会を開催し、現行の議員定数や報酬等の見直しについて検討を重ねてきました。

その結果、次期改選までの期間などを考慮し、議員定数及び報酬等については、「現行維持」と決定しました。

この結果を踏まえ、次期改選後の議会で、改めてこの結果を基に検討していくことになります。

村政報告



村長 小椋 敏一

招集 挨拶

6月 定例会

6月11日～15日

一、天地人ウォークについて

去る五月四日、五日、第三回目を迎えた天地人ウォークは、磐梯朝日国立公園指定六十周年記念事業の一環として、旧会津・米沢街道沿線を舞台に地元各種団体の皆さまのご支援とご協力をいただき開催した。

特に今回は趣向を変え、歴史探訪ウォークや砂金取り体験ウォークのほかそば打ちややせうま作りなど、村の食文化体験、また、熊まつりと同時開催によるマタギ文化の体験など、村の魅力を堪能できる企画内容を盛り込み、二日間で約千名の参加者があり大盛況のうちに終了した。ご協力いただいた皆さまに深く感謝を申し上げます。

なお、来る六月二十日には天地人ウォーク第二弾として、本村・米沢市主催、地元区長会共催で、「旧会津・米沢街道ワンデーマーチ」を開催する。

約四百年前、直江兼統公が人を率いて普請したと言われる松原峠を越えて米沢市綱木地区まで六キロメートルを歩き、綱木地区で交流イベントを行う。

これらのウォークイベントは、今後、創意工夫を凝らしながら、さまざまな歴史資源の掘り起こしにより、歴史体験の場をつくりあげ、村の歴史と観光の魅力を新たな視点で全国に向け発信し続けることができるよう継続して実施したいと思っている。今後とも皆さまのご支援をお願い申し上げます。

二、小椋佳さんへの「裏磐梯観光大使」委嘱について

天地人ウォーク初日の五月四日、ゴール地点の早稲沢浜にて、松原湖をバックに裏磐梯の魅力を語っていただくイベント「スベシヤルトーク・イン・裏磐梯」を開催した。

私が聴き手役で、本村ゆかりの作詞・作曲家小椋佳さん、シンガーソングライターの普天間かおりさん、環境省東北地方環境事務所所長さんの三人の方々に、約六百人の聴衆を前に、裏磐梯への思いや魅力、体験などを語っていただいた。

この席上、村では、小椋佳さんに裏磐梯観光大使の委嘱状を交付し、観光大使として、裏磐梯の魅力を広く情報発信していただくようお願いした。

また、沖縄県出身の裏磐梯観光大使・普天間かおりさんにも、改めて委嘱状を交付し、さらなる本村観光のPRにご尽力いただくようお願いをしたところである。

三、沖縄県東村との交流について

七月二十一日から四日間の日程で、村内の小学六年生二十一名が、沖縄県東村への訪問を予定している。ホームステイやさまざまな交流を通して、沖縄の文化を体験することにより、村の宝である子供たちが、さらに健やかに、心豊かに成長すること

を願うところである。

一方、東村からは、十月二十二日から四日間の日程で中学生の来村が予定されているので、村民の皆さまの歓迎をお願い申し上げます。

四、ニュージーランド姉妹都市への中学生の派遣について

七月二十五日から七日間の日程で、村内の中学二年生十七名をニュージーランドへ派遣する予定である。

子供たちが、南半球の国でのさまざまな異文化体験・交流を通して、新しい発見があることを願っている。

五、コミュニティバスの運行について

この四月から川前・大久保地区及び樟・関屋地区で、モデル的に週二回のコミュニティバスの運行を開始しており、地区の方々の通院や買い物などに利用していただいている。

六、民間認可保育所「芙蓉保育園」オープンについて

北山地区に建設された本村初の民間認可保育所「芙蓉保育園」が四月にオープンし、現在0歳から三歳までの子供たち十九名を預かっており、若い共働きの世代の子育て支援に一役担っていると感じている。

七、子ども手当の支給及び戸籍電算システム稼働について

子ども手当の支給については、六月四日、県内でもいち早く実施した。

また、四月からは村民の皆さまの窓口での待ち時間を短縮するため、戸籍電算システムを、本稼働している。



《マメ知識》

★戸籍電算システムとは…?

戸籍は、明治時代から和紙を用い、筆字やタイプライターで作成されてきましたが、戸籍法の一部改正により、戸籍事務をコンピュータで処理できるようになったため、戸籍の作成から証明発行までをコンピュータで管理するものです。

一般質問 1

7番 蟹巻 尚武



1 大塩中島地区の融雪対策について

① 中島地区は急勾配の為、当村として何か対策は取っているか伺う。

産業政策課長

中島地区は、急勾配であるため、地区住民が協力し合い、地区内の水路から導水管により取水し、道路に水を流すことにより融雪を行っていた。村では、除雪車による除雪に加え、融雪剤を地区に配布し、凍結の危険がある場所に散布をしていた。

再質問

ロードヒーターを設置する考えはあるか。

産業政策課長

現段階では、ロードヒーターを設置する予定はない。交通の確保を図るため、地区の皆さまのご協力を得ながら今までどおりの除雪を進めていきたいと考えている。

再々質問

個々のお宅などに塩カル（融雪剤）を十分に配布すべきではないか。

産業政策課長

村として、冬期間の管理に十分注意し、考えていきたい。

2 大塩新田地区より下区までの国道四五九号における交通事故防止対策について

① 本村において住宅が密集しており、その事故防止策は取っているか伺う。

産業政策課長

国道四五九号は、県道管理であるが、スピードの出し過ぎ等による交通事故防止のため、平成二十年度に減速マークが集落内に二ヶ所設置されているところである。

再質問

信号機設置の考えはあるか。

住民ふれあい課長

適当な場所がないと思われるので、現在考えていない。

再々質問

事故発生件数等を踏まえ、ドライバーの居眠り防止策や、地区内での減速策を取るべきではないか。

住民ふれあい課長

道路の管理は福島県になつているので、福島県に要望したいと思う。

3 裏磐梯地区ベンションオーナー等への墓地対策について

① 他県、他地区より移住された方々へ公園墓地を提供する考えはあるか伺う。

住民ふれあい課長

村では、平成二十一年七月に村墓地公園を開設し、現在も使用者を募集している。村墓地公園はどなたでも使用できるので、裏磐梯地区ベンションオーナー等の方々に使用していただければと思っている。

再質問

墓地新設の考えはあるか。

住民ふれあい課長

現在、墓地公園の百八区画のうち三十五区画が売れ、七十三区画が残っているので、利用していただきたい。

再々質問

裏磐梯地区に墓地公園を作る考えはあるか。

住民ふれあい課長

新たに墓地公園をつくる考えはない。

一般質問 2

6番 小 椋 元



1 国保税及び一部負担金の減免について

- ① 生活困窮の判断基準と県通知に対する村の対応を伺う。
- ② 対象者をより明確にした減免制度の必要性についての考えを伺う。
- ③ 離職者に対する軽減措置を伺う。

税務課長

生活困窮の判断については、国民健康保険税条例第二十五条の基準によるが、具体的には、村国民健康保険税条例の減免規定の運用に関する要綱の規定により判断、運用している。

県通知に対する対応については、国保税に関し通知のあった分の対応は実施済みである。

また、国保税の減免制度については、国等で定められている制度であり、村でも必要と判断し条例化している。

離職者に対する軽減制度については、先の議会臨時会で専決処分の承認をいただき、国民健康保険税条例の一部を改正する条例で規定した非自発的離職者に対する国民健康保険税の軽減制度が、本年四月一日より施行されている。

住民ふれあい課長

一部負担金の減免については、国民健康保険法第四十四条で、特別の理由がある被保険者で保険医療機関等に一部負担金を支払うことが困難と認められる者に對し、免除、減額又は徴収猶予の措置ができるとされている。村では、現在でも法に基づく減免等が離職者も含めて可能であるところ、これまで申請がないこともあり、生活困窮の判断基準や対象者を明確にした減免基準は作成していないが、今後検討していきたいと思う。

再質問

県通知に対して、村はどう考えているのか。
生活困窮者に対して、対策を立てるべきでは。
離職者に対する軽減措置の該当者数は。
また、制度化しただけでなく、広報等で村民に周知を図るべきでは。

住民ふれあい課長

生活困窮の判断基準と県通知については、保険運営の状況を踏まえ、給付の平等・負担の公平性を考慮し、基準の策定等を検討していきたいと思う。

税務課長

減免制度については、要綱で対象者の所得要件等の基準を定めており、対象の範囲内であれば減免する制度なので、お問い合わせいただければ、要件等のご説明はできると思う。
離職者に対する軽減制度の申請件数は、これまで四件であるが、今後広報等で広く周知していきたい。

再々質問

滞納理由が生活困窮なのか悪質滞納なのかを見極め、制度を適切に運用すべきではないか。
県通知の内容をしつかり理解して、要綱を作成する必要があるのでは。
国保会計への国庫負担を元に戻すため、要望の必要があると思うが。

税務課長

生活困窮者と悪質滞納者の見極めは大事だと考えており、申請の際の添付書類等で判断していきたいと思う。

住民ふれあい課長

基準の策定等に向けて前向きに検討していきたいと思う。

村長

福祉向上のため、国の財源措置の基準を上げるよう、今後も国県へ要望していきたい。

2 村税等収納率向上特別対策事業について

- ① 地方税滞納整理機構の必要性を伺う。
- ② 新年度の徴収率向上に向けた取り組みを伺う。

税務課長

本年二月二十二日に県内で初めて設立された県会津地域地方税滞納整理機構は、県振興局と各市町村の徴収担当職員が相互に併任辞令を受け、一丸となって県税及び市町村税の徴収にあたるもので、滞納額圧縮、自主財源の確保につながると考えている。
新年度の徴収率向上対策については、新たに全庁組織として村税等徴収向上対策検討会（仮称）を立ち上げ、徴収方針の統一、職員の意識改革を図り、高額滞納事案の処分方針等を迅速に処理し、滞納額を圧縮していきたいと思う。

再質問

徴収率向上対策事業は予算のわりに効果が上がっていないように思うが。
他町村の職員が当村の税金を徴収するというのはおかしいのでは。
目標とする徴収率はいくらか。

税務課長

徴収率向上対策事業の予算は、賦課分の経費も入っており、徴収分のみを経費を計上したものではない。
滞納整理機構については、併任職員が徴収するもので違法性はないと考えている。
徴収率については、昨年度の徴収率に1%上乗せした目標を設定し、県職員と村職員が一緒に食糧供給力の向上、地域農業の振興、さらに地域の活性化を図るため、耕作放棄地の状況等の把握に努めるとともに関係機関団体、所有者や担い手農業者、住民等が協力・連携して耕作放棄地解消対策に取り組んでいるところである。

一般質問 3

4番 遠藤 春雄



1 農業振興対策について

- ① 本村の農業は、北山・大塩・検原の三地区が主であり、近年ますます農家人口の減少に伴い遊休地が増加する傾向にある。特に、山間地域で後継者不足による農業従事者の高齢化の増加によって転作が難しいものがある。そこで、農地の有効利用化対策をどのように考えているか伺う。

農業委員会事務局長

現在、村の農地面積約六百三十五・八ヘクタールのうち耕作放棄地面積は約三十一ヘクタールで、全体の約5%になっている。

このため、昨年十二月に北塩原村耕作放棄地解消対策協議会を設立し、耕作放棄地の再生利用を通して農地の有効利用による食糧供給力の向上、地域農業の振興、さらに地域の活性化を図るため、耕作放棄地の状況等の把握に努めるとともに関係機関団体、所有者や担い手農業者、住民等が協力・連携して耕作放棄地解消対策に取り組んでいるところである。

再質問

都市住民への遊休農地の貸し出し等により、遊休農地をなく

す考えはあるか。
耕作放棄再利用対策事業補助金は、どの地域が対象なのか。

農業委員会事務局長

遊休農地解消事業として、市民農園や教育ファームなど、観光事業に結びつけて取り組んでいる組合などもあるので、こうした取り組みを支援し、所得の向上につなげたいと思う。

耕作放棄再利用対策事業補助金の対象地域は、関屋・樟・松原・曾原・蛇平の五地区である。

再々質問

耕作放棄再利用対策事業補助金の対象地域に大塩地区が入っていないが。

農業委員会事務局長

この事業は、組合組織で活動する事業なので、各地区から申請していただければ、内容を精査して県との協議を進めていくことは可能だと思う。

2 松原湖周遊レトロバス運行について

① 今年度からレトロバスが二台運行することになっているはずだが、見たかぎりでは春先に運行して以降、一台で運

行しているようなので、それらについて伺う。

総務企画課長

村では、観光地裏磐梯の新たな魅力を創出する目的で、平成十六年に一号車を導入した。この一号車が老朽化し、修理部品の調達が難しくなったこともあり、国の補助事業を取り入れ、平成二十一年度に一号車の後継として二号車を導入した。

本年度については、一号車を中心に運行し、繁忙の程度などを考慮して二号車を併用的に運行することになっている。

再質問

一号車を運行するのなら村で新車を購入する必要はなかったのではないか。

村の税金で何千万もかけ購入した車を車庫に入れておくことは矛盾していると思うが。

総務企画課長

一号車の老朽化のため、国の補助事業を導入し、二号車を購入したものである。

税金の無駄使いは絶対避けなければいけないことであり、一号車の代替的な使用や他の路線を走るなど、観光の目玉として有効に活用していきたい。

再々質問

二号車の燃料はどのようになっているのか。

二号車を運行しながら、乗客が増えた場合、両方を運行する方法が良いのでは。

総務企画課長

一号車については、昭和四十二年式でマニアの方がおり、乗車定員も四十八名で大勢乗れるバスなので、一号車をできる限り走らせていきたい。

二号車については、他の路線等を走らせるなど種々検討していきたいと考えている。

関連質問

遠藤 祐一 議員

磐梯高原周辺を訪れる観光客が、少しでも長く滞在できるように路線バスの運行を考えれば、相乗効果が得られるのではないかと。

村長

バス事業者は、村へのバス導入の経緯や観光客が村に滞在する時間を多くとってもらえるような対応をしていただくよう伝えていきたい。

一般質問 4

1番 相原 和之



1 文化・スポーツ等の交流について

① 村内では生涯学習において各種文化団体・スポーツ団体が活動しているが、村内だけではなく、他の地域との交流を積極的に進め、より楽しみのある活動ができるよう行政は橋渡しをしていくべきと考えているが、村としてどのように考えているのか伺う。

教育課長

村では、文化の輪・スポーツの輪振興事業として、村民文化・一スポーツを推進しているところであるが、地域間交流の例としては、文化面では、毎年「会津と越後を語る会」が新潟県南魚沼市や会津若松市ほか関係市町村で開催され、当村からも郷土史研究会の方々が参加している。

スポーツ面では、北山剣道連盟が毎年明治大学との剣道交流を行い、最近では、昨年十一月、杉並区の「交流自治体スポーツ交流会」に当村バレーボールチームが初参加したところである。今後も各種文化・スポーツへの交流参加を通して、本村に来てもらえる事業を各種団体と一緒に計画していきたい。

再質問

杉並区との交流のように、まず行政レベルで呼びかけてから、民間や村民レベルにシフトしていかないと効果がでないのでは。

教育課長

関係各課で協議し、どういった交流の仕方が良いのか今後検討していきたいと思う。

再々質問

「村民文化・一スポーツ」をどのように進めていくのか。

教育課長

村民の方々に文化団体等に入ってもらえるようサポートしながら、少しずつ村民のニーズに添えていきたい。

第3回臨時会（4月臨時会）で審議された議案等

議案番号	付 議 事 件	議決結果
議案第33号	専決処分の承認を求めることについて（北塩原村税条例の一部を改正する条例）	原案可決
議案第34号	専決処分の承認を求めることについて（北塩原村税特別措置条例の一部を改正する条例）	原案可決
議案第35号	専決処分の承認を求めることについて（北塩原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	原案可決
議案第36号	北山公営住宅建設工事請負契約について	原案否決 (賛成4・反対7)

第4回定例会（6月定例会）で審議された議案等

議案番号	付 議 事 件	議決結果
議案第37号	北山公営住宅建設工事請負契約について	原案可決
議案第38号	北塩原村道路線の認定について	原案可決
議案第39号	平成22年度北塩原村一般会計補正予算（第1号）	原案可決

第5回臨時会（6月臨時会）で審議された議案等

議案番号	付 議 事 件	議決結果
議案第40号	北塩原村地域情報通信基盤整備工事請負契約について	原案可決
議案第41号	北塩原村国民健康保険税条例の一部を改正する条例	原案可決
議案第42号	平成22年度北塩原村一般会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第43号	平成22年度北塩原村国民健康保険事業費特別会計補正予算（第1号）	原案可決

請願・陳情

★採択となったもの

◎「非核三原則」の早期法制化を求める議会決議・意見書採択の陳情

〈陳情者〉

福島市北沢又字日行壇七・三七
福島県原爆被害者協議会
会長 山田 舜

★趣旨採択となったもの

◎保育制度改革に関する意見書提出を求める陳情書

〈陳情者〉

福島市渡利字第九七・二
福島県保育連絡会
代表 大宮 勇雄

意見書

◎「非核三原則」の早期法制化を求める意見書

内閣総理大臣宛他二名

お知らせ

★ 九月定例会は、九月中旬頃の予定となっておりますので、ぜひ傍聴してください。
また、議会開催中は、役場本庁や裏磐梯合同庁舎に設置されたテレビでも議会中継をご覧になれます。

◎ 議会会議録の閲覧について、本会議の質問や答弁内容を詳しくお知らせになりたい方は、村議会事務局で「村議会会議録」をご覧ください。
「議会だより」は、村のホームページでもご覧になれます。

※ 議会だより、議会傍聴に関するお問い合わせは、村議会事務局まで。

TEL (二三三) 三二六三
FAX (二五五) 七三三八

編集委員

委員長 酒井 作男
副委員長 五十嵐 正典
委員 五十嵐 力雄
委員 蟹巻 尚武
委員 小椋 眞